

基発 0322 第 1 号  
令和 6 年 3 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公 印 省 略)

「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」の様式について

神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準については、平成 15 年 8 月 8 日付け基発第 0808002 号により示しているところであるが、今般、同通達の別紙様式 1 を別添のとおり改めることとしたので了知されたい。